

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	五條市
4. 届出番号	21
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.gojo.lg.jp/www/genre/0000000000000/1418012438490/index.html">http://www.city.gojo.lg.jp/www/genre/0000000000000/1418012438490/index.html</a>

執行機関名 五條市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	福祉医療費資金貸付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月条例第39号)別表第1第6の項 福祉医療費資金貸付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	五條市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第42号)第1条、第2条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、 <u>生活の安定と自立を促すことを目的とする。</u> 第2条 前条、次条及び第6条に規定する福祉医療費助成条例等は、次に定めるものをいう。 (1) 五條市子ども医療費助成条例(昭和48年10月五條市条例第30号。以下「子ども医療費助成条例」という。) (2) 五條市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年10月五條市条例第29号) (3) 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月五條市条例第26号)
⑦独自利用事務の関連規範		五條市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第42号) 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月五條市条例第26号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	五條市福祉医療費資金貸付要綱第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	資金の貸付資格の適否についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	五條市福祉医療費資金貸付要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	当該貸付事業は、助成金が支給されるまでの一時的な貸付であり、最終的には全額助成される給付事業
----	--